

平成 29 年 3 月号

「企業内転勤」

「企業内転勤」とは、海外支店（本店）から日本の事業所への転勤による入国の為の在留資格です。外国企業の海外にある本店から日本の支店・事業所などに転勤するケースや、海外の日本企業の関連会社や子会社から日本の本店・支店へ転勤するケースが該当します。

通常、転勤の場合には同一会社内の異動を指しますが、この在留資格の場合には、親会社・子会社間の異動や親会社・孫会社間の異動、及び子会社・孫会社間の異動等も該当します。

但し、企業内転勤で勤務できる者は、在留資格「人文知識・国際業務・技術」に該当する業務に従事する者に限られますので、単純労働等の場合には該当しません。その他下記のような条件を満たす必要がありますので、これらに該当する場合に「企業内転勤」での在留資格申請を検討するところとなります。

① 申請前に1年以上海外の事業所に勤務しており、かつ「人文知識・国際業務・技術」の業務に従事していたこと（他社から転職したばかりの者や現地法人を設立したばかりで1年以上経過していない場合には原則として該当しません）

② 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

日本人と同等の報酬額については、はっきりとした金額の明示はありませんが、最低でも月額20万円～25万円程度の給与が必要になるものと考えられています。

問題になるのは、海外からの転勤による為、日本よりも物価が安い現地の通貨基準で給与を支払う場合です。現地では十分な給与であったとしても日本円に換算すると月額10万円以下等かなり低額な給与になってしまうような場合がありますが、このような場合には許可される可能性は低いと言えます。また、海外の現地企業と日本企業の2社から給与が支払われる場合もありますが、合計の給与額が日本人と同等の金額であれば特に問題ありません。給与の支払は、現地企業が支払っても、日本企業が支払っても構いません。

※参考＜「企業内転勤」在留資格 提出資料一部＞

- (1) 法人を異にしない転勤の場合 転勤命令書もしくは辞令等の写し
- (2) 法人を異にする転勤の場合 労働条件通知書等
- 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す資料
 - (1) 同一の法人内の転勤の場合 外国法人の支店の登記事項証明書等当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料
 - (2) 日本法人への出向の場合 当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料
 - (3) 日本に事務所を有する外国法人への出向の場合 当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事務所を有することを明らかにする資料及び資本関係を明らかにする資料
- 申請人の経歴を証明する文書
 - (1) 関連する業務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書
 - (2) 過去1年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国機関の文書
- 登記事項証明書

その他、ケースにより必要書類が追加になることがあります。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>